令和8年度暫定版 措置費のしおり

～一時保護委託編～





広島県健康福祉局こども家庭課

＝お問合せ先＝
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
電話 082-513-3167／FAX 082-502-3674

はじめに

このしおりは、令和8年度の交付要綱を基に作成しています。
令和9年においては、改正が行われるまでの参考にしてください。

目　次

1. 措置費について……１
2. 事務費について……２
3. 一時保護委託手当について……４
 資料1 一時保護委託費請求書……６
4. 保護単価一覧表（事務費を除く）……７
5. 支払われる経費～各費目の概要～……９

1　措置費について

■措置費とは

端的に言えば、児童福祉法の規定に基づく措置に伴う経費であり、児童養護施設等に入所措置をとった場合又は里親への委託の措置をとった場合の経費をいう。

■措置費の費目は、大きく「事務費」と「事業費」に分けられている。

事　務　費

施設を運営するために必要な職員の人件費、その他事務の執行に伴う諸経費。
児童等１人当たりの事務費の月額保護単価は、個々の施設ごとにその所在する地域等により異なり、施設を所管している自治体において設定される。
一般分保護単価に加算分保護単価（民間給与改善費等）を加算した額をもってその施設の事務費保護単価としている。

事　業　費

事務費以外の経費であって、児童の養育に直接必要な諸経費を総称したもので、国が定めている保護単価（※）を使用。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について
（令和5年5月 10 日こ支家第 47 号）【一部改正　令和8年7月 17 日こ支家第 351 号】
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について
（令和5年5月 10 日こ支家第 49 号)【一部改正　令和7年8月1日こ支家第 344 号】

※児童養護施設等への入所措置児童に係る措置費の支払いは、こども家庭課が担当。
（障害児入所施設等への支払いは、障害者支援課が担当。）

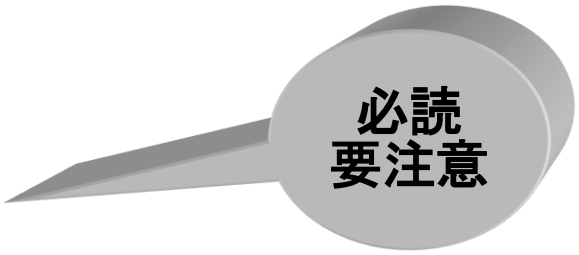
2 事務費について

■事務費の支払い

事務費の支払いには、月初日の措置人数に応じて支払う「現員払い」と、施設の認可（暫定）定員分を支払う「定員払い」がある。

- ❑ 現員払いの施設・・・・・・・ファミリーホーム、障害児入所施設、指定発達支援医療機関
- ❑ 定員払いの施設・・・・・・・上記以外

■一時保護委託時の事務費



次の場合、事務費の支払いが必要となる。

（1）児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。 但し、職員配置の状況によっては、暫定定員を超えての一時保護委託はできない場合があるので、こども家庭課に確認ください。
暫定定員が設定されている施設に一時保護委託した場合は、暫定定員内だったか否かの確認を施設にする必要がある。

（2） ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。 但し、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間は、定員分の事務費が支払われるので、その期間の事務費の支払いは不要。

（3）障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合。

（4）肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2の第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を委託した場合。

※ 当該年度の定員（暫定定員）及び事務費保護単価については、こども家庭課からの通知を参考にしてください。

※ 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に関することは、障害者支援課にお問合せください。

■支払額は次の算式により算出

（1）事務費保護単価は、こども家庭課及び障害者支援課から通知の各施設の月額保護単価から日額単価を算出すること。

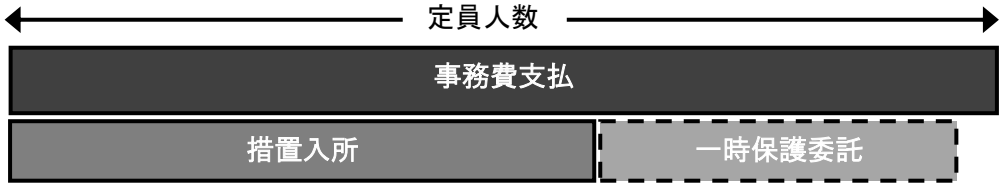
【算式】

（小規模グループケア加算を除いた月額保護単価÷30.4（10 円未満の端数は切り捨て））×その月の委託延べ日数

一時保護委託に係る事務費の支払いについて

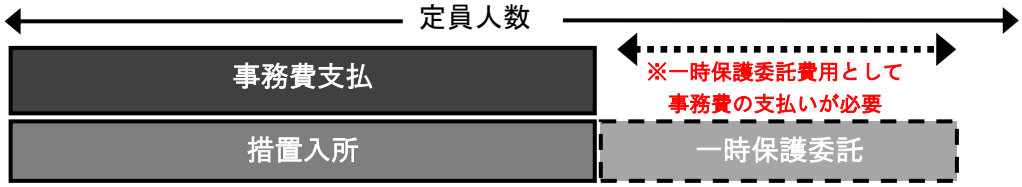
（ア） 定員払いの施設の場合 （（イ）以外の施設）

定員人数分の事務費を支払っているので、事務費の支払いは発生しない。



（イ） 現員払いの施設の場合 ファミリーホーム、障害児入所施設、指定発達支援医療機関

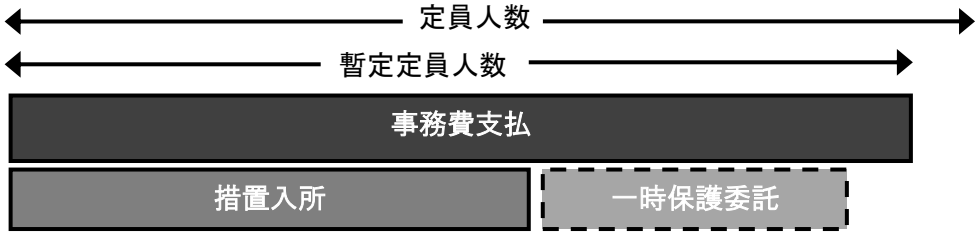
現員人数分の事務費しか支払っていないので、事務費の支払いが必要。



（ウ） 暫定定員が設定されている施設の場合 （（イ）以外の施設）

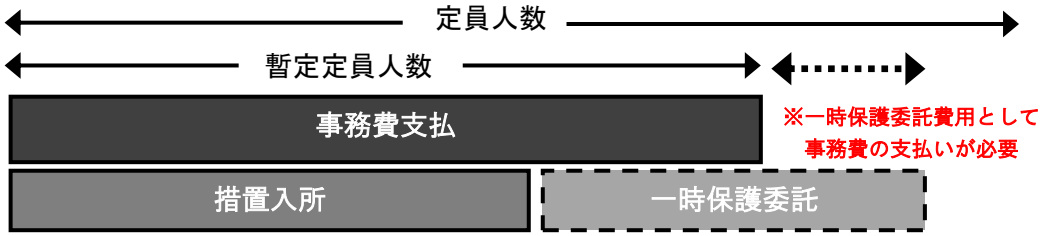
① 暫定定員の範囲内で一時保護委託をした場合

暫定定員分の事務費を支払っているので、事務費の支払いは発生しない。



② 暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を委託した場合

暫定定員分の事務費しか支払っていないので、事務費の支払いが必要。



３　一時保護委託手当について

その児童に係わる委託手当として、別に定めるところ（※）に基づき里親や民間団体等に一時保護委託された児童が支弁対象となる。

※「一時保護の充実について」（次ページ参照）
（令和6年3月 21 日こ支虐第 82 号こども家庭庁支援局長通知）

※ 但し、各月初日以外の日に同一の里親において、一時保護委託から措置に切り替わった月は、里親手当が満額支弁されるため、一時保護委託手当の支弁は行わない。



こ 支 虐 第 82 号
令 和 6 年 3 月 21 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

一時保護の充実について

里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、令和６年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、「一時保護の充実について」（平成24年４月５日雇児発0405第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

ただし、令和５年度以前までの取扱いについては、従前の例によるものとする。

１．目的

近年、児童虐待が急増している中で一時保護の重要性が高まっていることに伴い、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することにより、一時保護委託先の確保、こどもへの援助の質の向上を図り、もってこどもの適切な保護を目的とするものである。

２．支弁対象となるこども等

児童福祉法第３３条第１項及び第２項の規定により一時保護委託をしているこども。

ただし、一時保護委託を受ける者が次の場合のこどもは支弁対象としないものとする。

（１）一時保護委託を受託した場合、事務費が支弁される施設（児童養護施設等）
（２）病院等医療機関
（３）警察
（４）都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）において一時保護委託手当の支弁が適当でないと判断する委託先

３．経費

（１）当経費については、令和６年４月初日現在一時保護委託しているこども及び令和６年４月初日以降新規に一時保護委託するこどもを対象とする。

（２）一時保護委託手当の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和５年５月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）によるものとする。

様式第 23 号

一 時 保 護 委 託 費 請 求 書

児童福祉法第33条 第１項 第２項 の規定による一時保護された児童に対する委託費として、上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

広 島 県 知 事 様

郵 便 番 号
施設又は里親住所
施 設（里親）名
設 置 者 名　　印

内　　訳

児童名	年齢	保護期間	日数	事務費		一般生活費		その他の経費				合計金額	備考
				単価	金額	単価	金額	該当費目	単価	日数等	金額		
			日		円		円				円	円	

注１　事務費は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院又は自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合に対象となる。

２ その他の経費欄には、次の費目から該当する番号、単価、日数等及び金額を記入し、知事が必要と認める書類を添付すること。

① 被虐待児受入加算費、②乳児等受入加算費、③幼稚園・保育所費、④教育費、⑤学校給食費、⑥見学旅行費、⑦入進学支度金、⑧特別育成費、⑨夏季等特別行事費、⑩期末一時扶助費、⑪職業補導費、⑫冷暖房費、⑬里親委託児童通院費、⑭一時保護委託手当、⑮予防接種費、⑯一時保護委託児童通学送迎費、⑰視力矯正費

３ 不要の文字は、消すこと。

４ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

４　R8年度暫定保護単価一覧表（R7年度改正後単価：一時保護委託）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">費　目</th><th rowspan="2">乳児
※1</th><th rowspan="2">幼児</th><th rowspan="2">小学生</th><th rowspan="2">中学生</th><th rowspan="2">特支
高等部</th><th colspan="2">高等学校</th><th rowspan="2">他</th></tr>
<tr><th>国・公立</th><th>私立</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般生活費（日額）
※2</td><td>①　1日目から5日目まで</td><td>6,620 円</td><td colspan="7">4,880 円</td></tr>
<tr><td>②　6日目から 30 日目まで</td><td>1,370 円</td><td colspan="7">1,350 円</td></tr>
<tr><td>③　①及び②以外</td><td>2,230 円</td><td colspan="7">1,930 円</td></tr>
<tr><td>被服の支給を必要とする児童※2－1</td><td colspan="8">3,300 円</td></tr>
<tr><td>④乳児院病虚弱等児童加算費が
認められる児童※2－2</td><td>4,180 円
①～③に加算</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被虐待児受入加算※3</td><td colspan="8">日額 930 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児等受入加算費（3歳未満時）※4</td><td colspan="2">日額 2,990 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園・保育所費※5</td><td></td><td>実費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">教育費※6</td><td>一般教育費※6－1</td><td></td><td></td><td>7,210 円</td><td>9,380 円</td><td>9,380 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教材費※6－2</td><td></td><td></td><td colspan="3">実費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>交通費※6－3</td><td></td><td></td><td colspan="3">実費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>部活動費※6－4</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">実費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>学習塾費※6－5</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">実費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>入学時特別加算費※6－6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>118,200 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資格取得等特別加算費※6－7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>57,620 円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学校給食費※7</td><td></td><td></td><td colspan="3">実　費</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">見学旅行費※8</td><td></td><td></td><td>22,690 円</td><td>60,910 円</td><td colspan="3">111,290 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">入進学支度金※9</td><td></td><td></td><td>91,600 円</td><td>101,000
円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特別育成費※10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">別表参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">夏季等特別行事費※11</td><td></td><td></td><td colspan="2">3,150 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">期末一時扶助費※12</td><td colspan="8">【12 月初日時点の一保児童が対象】6,350 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職業補導費※13</td><td>職業補導費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5,030 円</td></tr>
<tr><td>交通費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>実　費</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷暖房費※14</td><td colspan="8">月額保護単価÷30.4=日額（端数切捨て）</td></tr>
<tr><td colspan="2">里親委託児童通院費※15</td><td colspan="8">月額上限 7,500 円（専門里親：15,000 円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保護委託手当※16</td><td colspan="8">4,630 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">予防接種費※17</td><td colspan="8">実費</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保護委託児童通学送迎費※18</td><td colspan="8">1,860 円（日額上限）</td></tr>
<tr><td colspan="2">視力矯正費※19</td><td colspan="8">実費（ただし上限あり）</td></tr>
</table>

特別育成費※10

費　　目			高校生	高校に在籍していない児童※
特別育成費	特別育成費	上限	**月額上限** ■ **国公立 28,330 円** ■ **私立 39,540 円** --- **一時保護委託中の上限額は、** 月額上限×特別育成費の対象月数	―
	交通費		実費	―
	入学時特別加算費	上限	118,200 円	―
	資格取得等特別加算費	上限	57,620 円	
	補習費	月額上限	1,2 学年 20,000 円 3 学年 25,000 円	
	補習費特別（対象となる児童のみ）	月額上限	25,000 円	
	大学等受験費	上限	158,000 円	

※について

義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象。

（既に就職している児童は除く。）

5　支払われる経費　　～一時保護委託に特化した費目の概要のみ記載～

※同一の委託先において、（一時保護委託から措置となった）児童の措置が切り替わった月の事業費について、重複して請求が行われないようにご注意ください。

※請求時に必要な添付書類は、施設又は里親編の様式を使用すること。

※1　乳児（1歳未満児）

乳児とは、1 歳に達していない児童をいう。一時保護委託中に、1 歳の誕生日を迎えた場合、その日以後の一般生活費は、幼児の単価となる。

※2　一般生活費

法第33条の規定により一時保護される児童で、その児童の給食に要する食材費等及び日常生活に必要な経常的諸経費。

注意　原則として、一時保護委託解除日の前日分までを支弁する。
当該児童に食事を提供する等により、生活費が実際にかかっている場合は、解除日の一般生活費は支弁可。ただし、措置入所に切り換える場合は、解除日の一般生活費は支弁しない。

■※2－1　法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする児童。
ただし、次に該当する場合は、対象外。
①　自立援助ホームに措置される児童。
②　6か月以内に措置の変更する場合。

■※2－2　乳児院病虚弱等児童加算費が認められる児童

対象となる児童	法第33条の規定により乳児院に一時保護委託された児童で「乳児院病虚弱等児童加算費の介護度算定調書」により、介護度が4度以上に該当する乳幼児とする。
加算費の使途	当該児童を養育するための看護師等を採用する人件費や当該児童の日常の生活諸費等に必要な経費
承認手続等	該当施設の施設長から、管轄の県こども家庭センター所長へ提出する。管轄の県こども家庭センター所長は意見を添え、県庁こども家庭課に申請書を提出し、承認を得るものとする。

留意事項	○該当施設の施設長は、こども家庭センターと連携して、一時保護前の児童の状態から調書の作成に当たることも可能であること。 ○加算の申請は一時保護委託解除後、概ね1か月以内の間は可能とする。 ○一時保護委託と措置入所の施設が異なる場合には、それぞれの施設で申請が必要であること。同一施設においては、一時保護委託時又は措置入所時のいずれかで承認されれば、改めて申請をする必要はないこと。

○ 詳細は、下記の通知文を参照とすること、
「乳児院病虚弱等児童加算費について」（平成 10 年 6 月 12 日厚生省児発第 458 号）【一部改正　令和 4 年 2 月 18 日厚生労働省子発 0218 第 10 号】
○ 申請様式等については、事前に、こども家庭課へお問い合わせください。

※3　被虐待児受入加算

その児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。
一時保護委託終了後に、各こども家庭センターからこども家庭課に申請
↓
承認通知があった児童のみ対象。

注意　里親、病院（指定発達支援医療機関を除く）は対象外です。

※4　乳児等受入加算費

その児童（3 歳未満児に限る）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。

注意

- 3歳未満児とは、3歳に達していない児童をいい、一時保護委託中に3歳の誕生日を迎えた場合、その日以後は支弁できない。
- 原則として、解除日の前日までが加算対象となる。 ただし、解除日の一般生活費が支弁されている場合は、解除日も加算対象。
- 里親は支弁対象外。

※5　幼稚園・保育所費

＜児童養護施設、児童心理治療施設＞
幼稚園（支援法第 27 条に規定する特定教育・保育施設である幼稚園を除く。以下同じ。）及び同法第 19 条第1号に該当する児童として同法第 20 条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、 特定地域型保育事業所並びに特例保育を提供する施設の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費 10（寄付金は除く。）を合算した金額。

＜ファミリーホーム、里親＞

幼稚園及び支援法第 19 条第１号から第３号までに該当する児童として同法第 20 条第１項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主導型保育事業所、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱに限る。）を行う施設及び施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の就園に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費（寄付金は除く。）を合算した金額。

※施設等利用給付費の支給がある場合においては、精算時に幼稚園費欄に、補助金額を差し引いた金額を計上してください。

※6 教育費

■※6－1 一般教育費

児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費、習い事（※）にかかる費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用。

（※）ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能 力の向上に役立つものです。

注意 学用品に係る支出がなかった場合は、請求できません。

■※6－2 教材代

＜対象になるもの＞

① 「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代。「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限ります。

② 当該学級の全児童が必ず準備しなければならない絵の具セット、習字セット、図工の授業で使用する粘土や画用紙等の画材等は対象。

特別支援学校高等部の通学児は、他の施策により教科書代の支給が無い場合には、請求が可能。

なお、各教科等とは次のものです。

小学校	・国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・道徳 ・外国語活動・総合的な学習の時間 ・特別活動（内クラブ活動に限る）
中学校	・国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・外国語・道徳 ・総合的な学習の時間

教材費対象外です

≪入進学支度金に含まれるもの≫

制服（基準服も含む）、名札、生徒手帳、名前ゴム印、連絡袋、体操服,水着等

≪一般教育費や生活諸費等に含まれるもの≫

- 学校において当該学級の全児童が購入しない（購入の可否を選択できる）もの
- 印刷用品（用紙やインク等）、社会見学や文化祭、体育祭等の学校行事に係る費用、適性検査、アルバム代、学級費、連絡帳、生徒手帳、作品バッグや探検バッグ等のいわゆる学用品等
- クラブ活動以外の特別活動に係る費用
- 授業で使用しないもの

■※6－3　交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額。（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）

注意　定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除く。

学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は対象とし、その他の費用は対象外です。

中学生及び特別支援学校在籍の児童は、入学時に学校長の証明書（交通費（通学証明書））の提出が必要です。

■※6－4　部活動費

・部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。

・部活動を行うに当たり必要な道具類等で、部員が一斉又は共同で購入する物品であること。
他の児童が購入する物と同程度又は中等品とし、華美にならないよう注意してください。

・遠征費については、学校からの案内（遠征日時や内容が記載されているもの）、クラブ等で費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等の根拠資料を添付が必要です。

注意　地域クラブ活動については、学校教育の一環として行われる部活動とは性質が異なるため、措置費における部活動費の支弁対象外となります。ただし、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づく認定を受けた地域クラブについては、部活動費の支弁対象として差し支えありません。

■※6－5　学習塾費

学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。

注意　施設内等において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

注意 家庭教師の月謝（謝礼）、ピアノ、スイミングスクール、習字、そろばん、外国語会話などの、いわゆるお稽古ごとに支出した経費は対象となりません。

※集団学習に馴染むことが困難であると考えられるこどもが家庭教師等による、個別学習支援を受ける場合は、学習塾に含めて差し支えありません。 ただし、家庭教師等による個別学習支援を受ける場合の費用については、地域の同種の事業者と比べて高額な値格設定とならないように留意する必要があります。

■※6－6 特支高等部・入学時特別加算費

特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等。

※「在学証明書」の提出が必要です。

■※6－7 特支高等部・資格取得等特別加算費

- 第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。
- 児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。（少額の講習等を複数受講した場合は、合算した額を請求可能です。ただし、１人当たりの上限額の範囲内に限ります。）
- 第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。
- 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校第3学年相当の年齢児）も対象。（既に就職している児童は除く。）
- “資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

※7 学校給食費

学校給食費として徴収される実費を合算した額。

注意 学校給食費支払いの証明として、通帳の写し等を添付してください。学校給食費のほかに諸費等も含めて引き落としがある場合は、月額の徴収金額の内訳が確認できる資料（学校からの案内文等）を追加で添付してください。

注意 学校から調整等による返金が行われた場合は、マイナス計上した証明書を提出してください。

※8 見学旅行費

見学（修学）旅行に直接必要な交通費、宿泊、保険料等。

※学校長の証明書（見学旅行参加証明書）の提出が必要です。

※9 入進学支度金

入進学に際して必要な学用品等の購入費。

＜入学（転入）証明書について＞

一時保護委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて入進学支度金の請求が可能です。

入進学支度金の請求を行う場合は、入学（転入）証明書を提出してください。但し、転校に際し、実費がかかっていない場合は、請求は行わないこととし、入学（転入）証明書の提出 は不要です。

※10 特別育成費

■※10-1特別育成費（国公立／私立）

- 高等学校在学中における教育に必要な

A） 授業料

B） クラブ費

C） 学校納付金・諸費
（入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金（修学旅行に係るものを除く）等）

D） 教科書代

E） 学用品費等の教科学習費
（学校の各教科の授業で必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。）

F） 入学後に購入の必要が生じた制服や体操服の教科外学用品等

G） 習い事（ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つもの）にかかる費用

H） 学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用

＜対象外の例＞

- 個人的に購入した参考書
- 修学旅行に係る経費（積立・保険料等）
- 就職や進学に係る費用等
- 購入の選択ができるもの

＜留意事項＞

- 「在学証明書」の提出が必要です。
- 特別育成費で諸費や授業料等を請求した後に、精算や減免等により返金があった場合は、遅滞なく返金があった月に△（マイナス）計上をしてください。

- 休学及び退学、一時保護委託・解除となった場合は、一時保護委託期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。月額保護単価×在学（在籍）月数＝その児童に関わる上限額とします。

■※10-2　交通費

・最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額とします。（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）

注意　定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除きます。

・学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は対象とし、その他の費用は対象外とします。

・全寮制の高等学校に通う児童等が施設に帰省する際に必要な交通費など高等学校生活に必要な交通費についても、支弁の対象として差し支えありません。

■※10-3　入学時特別加算費

・高等学校入学に際し、必要な学用品費等として、入学月に計上を行ってください。

・入学前に購入した制服一式・体操服・鞄・シューズ・上履き・シューズ袋等の教科外学用品が対象。

注意　入学に際し、学校指定の制服や鞄等がなく、実費がかかっていない場合は対象外となります。

■※10-4　資格取得等特別加算費

・第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。

・児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。（少額の講習等を複数受講した場合は、合算した額を請求可能です。ただし、1人当たりの上限額の範囲内に限ります。）

・第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。

義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校第3学年相当の年齢児）も対象。（既に就職している児童は除きます。）

・“資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

■※10-5　補習費

学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費。

注意　施設内等において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校生と同年齢の児童）も対象。
（既に就職している児童は除く。）

■※10-6 補習費特別

・特別な配慮を必要とする児童（※）に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等によ り実施した場合にかかる経費。

（※）集団学習に馴染むことが困難であると考えられる高校生等。義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校生と同年齢の児童）も対象。（既に就職している児童は除く。） 児童の状況を伺うため、事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

注意 学習塾費と併用は出来ません。

■※10-7 大学等受験費

・高等学校等に在籍している児童(※1)の大学等受験にかかる経費。

（※1） 高等学校のほか、専修学校（高等課程に限る。）等の大学受験資格を得られる施設に在籍している児童及び高等学校卒業程度認定試験に合格した児童等を含みます。

・受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等の大学等(※2)を受験するに当たって必要となる経費が対象となります。

（※2)大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、その他法令に定めが あるこれらに準じる教育施設を含みます。

・領収書など、実際に支出した額や使途を客観的に確認できる書類等の添付が必要です。

＜留意事項＞

- 模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象とはなりません。
- 特別育成費（大学等受験費）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係なく、同一年度に両方の支援を活用することも可能です。
- 同一年度に支援を併用する場合は、特別育成費（大学等受験費）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20 万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定します。

※11 夏季等特別行事費

義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加する行事費。

※学校長の証明書（夏季等特別行事参加証明書）の提出が必要です。

※12 期末一時扶助費

（12月初日（1 日）の一時保護委託児童）
年末における被服等の購入費。

※13 職業補導費

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童が対象。
※職業補導機関の長の証明書添付が必要。

■**※15－1** 職業補導費…教科書代等に充てられる費用。

■**※15－2** 交通費…普通旅客運賃の定期乗車券の実費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの。

※14 冷暖房費

一時保護委託児童月額×日数

※15 里親委託児童通院費

■概要

対象となる児童	里親に一時保護委託を行う児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して医療費で対象とならない通院費用が発生する児童
対象となる通院先	医療機関及び、障害児通所支援
対象となる通院費	○乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費 ○公共の交通機関の利用（※障害児通所支援に限る。）
対象児童の認定	こども家庭センター所長が必要性を判断したうえ、県知事が認定を行う。

申請等については、事前に、こども家庭課へお問い合わせください。

※16 一時保護委託手当 （4～5ページを参照）

※17 一時保護児童通学送迎費

別に定める「一時保護委託児童通学送迎費認定等事務取扱要領」を基に請求を行うこと。

※18　予防接種費

下記に定める予防接種にかかる実費相当額。

- 「予防接種費支払証明書」に必要な書類を添付し提出のうえ、精算額内訳書の「予防接種費」欄に計上を行ってください。
- 各自治体から助成（補助）を受けた場合は、助成額を差し引いた額が措置費の請求額となります。

措置費で支払いが可能な予防接種の種類			
破傷風トキソイド	RS ウイルス	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	
予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する下記のA類疾病を予防するための予防接種			
ジフテリア	百日せき	急性灰白髄炎	麻しん
風しん	日本脳炎	破傷風	結核
Hib感染症	肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	ヒトパピローマウイルス感染症	
新型インフルエンザ(※1)等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）、指定感染症（感染症法第六条第八項に規定する指定感染症をいう。）又は新感染症（感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。）であって、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病(※2)			
(※2)政令で定めるA類疾病			
痘そう（天然痘）	水痘（水ぼうそう）	B型肝炎	ロタウイルス

（※1）季節性インフルエンザとは異なります。

注意　その他の予防接種に係る費用は、事務費に積算されているため、別に支払うことは出来ません。

注意　新型コロナウイルスは、B 類疾病にあたるため、予防接種費の対象外。

※19　視力矯正費

児童が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する経費。

注意　請求にあたっては、視力矯正費事務取扱要領を確認の上、「視力矯正費申請書」及び領収書を管轄のこども家庭センターへ提出してください。

【※措置費で支払い可能な予防接種の種類については次ページを参考にしてください。】

【上限額】

（1）購入する場合

種目	乱視の有無	支弁限度額	備考
眼鏡一式 （矯正用）	なし	20,200 円 （税込 22,220 円）	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、支弁限度額は同額とする。
	あり	24,550 円 （税込 27,005 円）	

（2）一部修理（レンズ交換を含む）する場合

種目	修理部位	乱視の有無	支弁限度額
眼鏡（矯正用） レンズ・枠の購入	枠		8,300 円 （税込 9,130 円）
	矯正用レンズ1枚	なし	6,450 円 （税込 7,095 円）
		あり	10,800 円 （税込 11,880 円）
	矯正用レンズ2枚	なし	12,900 円 （税込 14,190 円）
		あり	17,250 円 （税込 18,975 円）